

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当)重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり、当時業者があなたに説明すべき重要項目は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)名称	社会福祉法人 幸輝会
主たる事務所の所在地	岡山市中区国府市場 985-1
代表者(職名・氏名)	理事長 國富 隆夫
設立年月日	昭和 47 年4月1日
電話番号	086-275-0220

2. ご利用事業者の概要

ご利用事業所の名称	ゆうゆうの里ヘルパーセンター	
サービスの種類	第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当)	
事業所の所在地	〒707-0014 美作市北山 401	
電話番号	0868-73-6213	
指定年月・事業所番号	平成13年4月 1 日指定	3373700347
管理者の氏名	鷹取 房恵	
通常業務の実施地域	美作市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の健康・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第 1 号訪問事業(介護予防訪問介護相当)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など ※このサービスは、自立支援の観点から利用者ができる限り自ら家事を行う事ができるよう支援を行う事を目的としています。そのため下記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者が有する能力を最大限活用する方法によって行います。 ○調理 … 利用者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません) ○洗濯 … 利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません) ○掃除 … 利用者の居室掃除を行います。(利用者居室以外の居室、庭などの敷地の掃除、庭の草取り、家具移動、大掃除など行いません) ○買い物 … 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします(預金・貯金の引き出し預け入れは行いません)

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始(12月31から1月3日)悪天候時、職員研修等臨時休業を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	5人以上
訪問介護員	5人以上

7. サービス提供の責任

サービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、なんでもお申し出ください。

サービス提供の責任者の氏名	安東比都美 山本さやか
---------------	---------------------------

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

令和6年6月よりの料金

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名 称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス11 (1月につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1)	11,760円/月	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス12 (1月につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1)	23,490円/月	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス13 (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者(要支援2)	37,270円/月	3,727円	7,454円	11,181円
市独自の基準緩和型サービス(1回につき)	20分～45分	1,830円 ／回	183円	366円	549円
	45分以上	2,250円 ／回	225円	450円	675円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円

(注1) 一ヶ月の利用料金の合計金額に介護職員処遇改善加算 24.5%加算されます。

(注2) 緩和型サービスの場合は上記の加算を算定しません。

(注3) 新たに訪問介護サービスを利用された月は初回加算として1割負担の方は200単位、
2割負担の方は400単位 3割負担の方は600単位 加算されます。

(2) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月の10日(祝休日の場合は直後の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
現金支払い	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、指定する下記の口座にお振込みください。 トマト銀行 林野支店 普通口座 4755144 社会福祉法人幸輝会 理事長 國富 隆夫

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急状態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。(別紙1に連絡先を記載)

優先順1	主治医	必ず利用開始までに報告してください。
優先順2	第一連絡先	携帯電話等連絡取れる連絡先を教えてください。
優先順3	第二連絡先	携帯電話等連絡取れる連絡先を教えてください。
優先順4	消防署・救急車	緊急の場合は救急車を最優先に連絡します。
優先順5	行政機関	適切な行政機関へ連絡・報告します。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び美作市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者 安東 比都美 山本さやか 電話番号 0868-73-6213 受付時間 午前8時30分から午後5時30分まで
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関に申し立てることができます。

苦情受付機関	美作市役所 市民保険課	電話番号	0868-72-1143
		受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土日・祝日を除く)
	岡山県国民健康保険団体連合会	電話番号	086-223-9101
		受付時間	午前8時30分から午後5時00分まで (土日・祝日)

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できるかぎり早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) ご利用者、代理人、その他家族からの次に掲げる行為は禁止させていただきます。

- ① 職員に対する身体的暴力

【例】身体を叩く、押す、蹴る、掴む、髪を引っ張る 等

- ② 職員に対する精神的暴力

【例】大きな声や乱暴な言葉で威圧する、尊厳や人格を傷つける言葉を使う(バカ、アホ等)、他の業務や私生活に影響を及ぼす長時間の電話や緊急を要さない休業日・時間外での再三の電話

- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント

【例】性的な嫌がらせ、性的な言葉や声掛け、誘い 等

※ 上記に記した行為は契約書第9条の事業者からの契約解除の要件に該当します

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 有 ・ 無

実 施 日

実施した評価機関

開 示 状 況

14. 衛生管理等

事業所において感染症の発生予防、また発生した場合、まん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その内容を職員に周知徹底します。
- (2) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

15. 非常災害対策及び業務継続計画

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、計画に基づき年2回以上入所者及び従業員の避難救出訓練を行います。

また、感染症や非常災害の発生においても、訪問介護事業の提供を継続的に実施するため、また早期の業務再開を図るために計画を策定し必要な措置を講じます。また必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます

16. 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
・虐待防止に関する責任者 鷹取 房恵(管理者)
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要項目を説明しました。

守秘義務について、訪問介護サービスを提供する上で知り得た情報は、医療上、緊急の必要性がある場合、もしくは提供サービスの向上のための担当者会議等を除き、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

事業者 所在地 美作市北山401
事業者(法人)名 ゆうゆうの里ヘルパーセンター
サービス提供責任者

説明者職・氏名 _____

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所 _____

氏 名 _____

署名代行者(又は法定代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

本人との続柄 _____

別紙 1

訪問介護計画3

緊急対応について

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____

優先順位

1	主治医	
2	第一連絡先	
3	第二連絡先	
4	消防署・救急車	0868-72-0119
5	美作市保健センター	0868-72-7701

事業者連絡先

ゆうゆうの里ヘルパーセンター 0868-73-6213

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

その他の時間：事前に連絡している携帯電話にご連絡下さい。

- * 訪問時に緊急時等の場合には、主治医・第一連絡先・救急車へ連絡します。
- * 緊急時に事業所へ連絡を頂いた場合には、出来るだけ訪問致します。
(訪問できない場合には、優先順位の通りに対応致します)
- * 主治医・第一連絡先等を変更された場合には速やかに、訪問介護員へ申しでて下さい。